

## 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度京都府公式 YouTube チャンネルを活用した府政情報発信業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

## 3 業務目的

本府が運用する京都府公式 YouTube チャンネルを活用し、京都府内外の主に若い世代に対し府政を発信することで、京都府に対する理解向上を図る。

## ◎コンセプト

## ① 役割

**ア 府政情報や京都府の魅力をわかりやすく効果的に伝えること**

「伝わること」を重視し、わかりやすい動画の配信であること

**イ 主に25～34歳の若い世代や府政に馴染のない人にも訴求する内容であること**

媒体特性を活かし、特に若い世代が視聴する内容や配信の工夫がされていること

**ウ 「京都府が好き」、「京都府に住んでいることに誇りを持って」もらうこと**

知事が現地現場に赴き、体験などを通し効果的に情報を発信することで、府政をより身近に感じてもらい「京都府を好きになる」きっかけを与える内容であること

## ② ターゲット

京都府内外の主に若い世代（25歳～34歳）

## 4 業務内容

京都府公式 YouTube チャンネルで令和5年度から令和7年度に実施した企画「西脇知事の一球入魂！」シリーズの続編の制作とする。

## (1) テーマの設定

ターゲット層に訴求できる府政や京都府の魅力を取り上げる。

(例：子育て環境日本一、移住、環境、地域振興、文化・スポーツ振興、産業振興など)

なお、テーマの選定にあたっては、京都府と事前に十分な協議を行うこと。

## (2) 京都府政情報発信のための動画制作等業務

- ・ YouTube という媒体の特徴を活かした動画とすること。
- ・ BGM やテロップを入れるとともに出演者のコメントを活かした動画とすること。
- ・ BGM やデザインなどの各種ビジュアルに統一性を図ること。
- ・ 納品するデータは、YouTube チャンネルで配信可能なデータ形式にするほか、京都府の指示により Instagram、LINE、X 等の配信が考えられる媒体の規格に最も適した形式でそれぞれ納品をすること。

- ・知事の衣装を確認し、京都府の指示に応じて撮影内容に合わせた衣装を準備すること。
- ・撮影で使用する道具等に係る費用（材料費、衣装など）、出演者に係る費用（出演料、食費、交通費など）及びスタジオや会場等の使用料については、受託者が委託料の中で負担すること。
- ・知事収録は、基本的に他の京都府事業と同時に行うこととなるため、受託者は、各事業が円滑に実施できるよう必要な協力を行うこと。
- ・以下のアで作成した動画1本につき、イ～エの業務を行うこととする。
- ・京都府は、やむを得ない事由により業務を取り消した場合、以下の表の「動画1本あたりの取消に係る費用」に定める金額を負担する。

ア 本編動画作成業務

(ア)	内容	京都府政情報（京都府施策）への理解と共感を得るため、京都府知事が出演する動画制作（企画、取材・撮影、編集）を行い京都府に納品する業務	
(イ)	尺	5分以上～10分以内	
(ウ)	制作本数	6本	
(エ)	撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1本あたりカメラ3台以上を稼働させること。</li> <li>・撮影する内容に応じて、照明及び特別機材を用意すること。</li> <li>・撮影の参加人数に応じてワイヤレスマイクを用意すること。</li> <li>・カメラの台数及び撮影日数については、京都府と協議の上、決定すること。</li> <li>・撮影日は、京都府と調整して決めること。</li> <li>・必要に応じて、知事が出演する撮影とは別に素材動画の撮影を行うこと。</li> </ul>	
(オ)	留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府知事が出演する動画とすること。</li> <li>・知事収録は1本につき1回とし、撮影時間は30～60分を基本とする。</li> <li>・撮影は、知事が現場に赴き撮影することを基本とする。</li> <li>・知事の公務が優先されるため、急遽、日程を変更する場合がありますが対応方法は都度、京都府と協議し決定するものとする。</li> <li>・詳細は企画内容を踏まえ京都府と協議の上決定すること。</li> </ul>	
(カ)	動画1本あたりの取消に係る費用	①企画関連費 （ディレクター費、アシスタントディレクター費、ロケハン費など） ※基準日の30日前以降に取り消した場合に限る。	(決定後記載) 円
		②撮影関連費 （撮影に係る人件費、機材費など） ※基準日の7日前以降に取り消した場合に限る。	(決定後記載) 円
		③動画編集費 ※初稿動画編集開始日以降に取り消した場合に限る。	(決定後記載) 円

※基準日は、知事が出演する撮影日とする。ただし、当該撮影日が変更された場合は、当該撮影日のうち最も早い日を基準日とする。

イ ショート動画の制作業務

(ア)	内容	府政に馴染みのない層に気軽に動画を視聴してもらうことで、府政に興味を持ってもらうきっかけとするため、アで作成した動画に関連するショート動画制作（企画、取材・撮影、編集）を行い京都府に納品する業務	
(イ)	尺	YouTube ショートの規格に則ったもの	
(ウ)	制作本数	上記ア 1 本に対し、1 本以上	
(エ)	撮影	撮影は、アの動画制作時間内を基本とするが 詳細は企画内容を踏まえ京都府と協議の上決定すること。	
(オ)	留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府知事が出演する動画とすること。</li> <li>・詳細は企画内容を踏まえ京都府と協議の上決定すること。</li> </ul>	
(カ)	動画 1 本あたりの取消に係る費用	①ショート動画編集費 ※初稿動画編集開始日以降に取り消した場合に限る。	(決定後記載) 円

ウ 動画公開に関する業務

(ア)	内容	ア及びイで作成した動画の制作本数に準じたサムネイル、タイトル、動画の説明文（ディスクリプション）等のメタデータを作成し、制作した動画を京都府公式 YouTube チャンネルに公開設定すること。なお、設定の際は、公開日や終了画面等の詳細を設定すること。	
(イ)	動画 1 本あたりの取消に係る費用	①メタデータ作成費 ※初稿本編動画編集開始日以降に取り消した場合に限る。	(決定後記載) 円
		②動画公開設定費 ※動画公開設定日以降に取り消した場合に限る。	(決定後記載) 円

エ 広告等の出稿・分析業務

(ア)	内容	ア及びイで作成した動画をターゲット層に効果的に訴求するために YouTube 広告等の出稿や京都府で運用する SNS 等を活用することで京都府公式 YouTube チャンネルの周知及び登録者数増加に向けた取組を行う業務	
(イ)	留意点	広告費は全体事業費の 20%以上とする	
(ウ)	動画 1 本あたりの取消に係る費用	①広告出稿費 ※動画広告出稿日の前日以降に取り消した場合に限る。	(決定後記載) 円
		②分析費 ※動画広告の開始日以降に取り消した場合に限る。	(決定後記載) 円

(3) 京都府公式 YouTube チャンネルの分析・報告業務

(7)	内容	ア及びイで作成した動画の他、京都府公式 YouTube チャンネル内の動画のうち京都府が指定する動画について分析し、課題を抽出した上で、改善提案を含めた報告書を年に1回作成すること。なお、①クリック率、②平均視聴率、③高評価率等の指標を元に分析すること。
-----	----	---

(4) 打ち合わせ

業務の遂行にあたり、京都府と定期的な打合せを行うものとする。

また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で京都府とやりとりを行い、対応するものとする。なお、京都府の指示により、受託者は、打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに京都府に提出するものとする。

5 主な業務の流れ

(1) 事前準備

ア 企画提案

- ・ 企画提案のため、京都府との企画打ち合わせ会議（京都府での対面を前提）を行う
- ・ 打ち合わせ回数については、無制限とすること。

イ 取材先調整、ロケハン

- ・ 取材先と打ち合わせ（対面を前提）を行うこと。なお、打ち合わせには、ディレクター、必要に応じて技術カメラマンが同席すること。

ウ 台本作成

- ・ ロケハンや取材先の調整を進めながら速やかに台本を作成すること。
- ・ 京都府及び取材先等と台本内容及び取材内容の調整を行うこと。なお台本の修正については、京都府や取材先の指示がある都度行うこと。
- ・ 撮影の日程は、知事の公務日程に合わせること。
- ・ 場合によっては事前に見本動画を制作すること。

(2) 撮影

- ・ 制作スタッフは取材先で撮影スタッフと分かるよう目印をつけること。
- ・ 街頭インタビューの撮影の場合は、撮影中と分かるパネルを作成し掲示すること。また取材者に対しては取材概要が分かる概要書を必ず配付すること。
- ・ 撮影に当たっては、個人のプライバシーや肖像権、その他の権利を侵害しないよう許可を取ること。

(3) 動画編集

ア 本編動画

- ・ 撮影終了後7営業日以内に仮編集動画を作成し、京都府へ提出すること。
- ・ 京都府からの修正指示の都度、編集すること（修正回数については、制限を定めない）。

#### イ ショート動画

- ・撮影終了後 14 営業日以内に仮編集動画を作成し、京都府へ提出すること。
- ・京都府からの修正指示の都度、編集すること（修正回数については、制限を定めない）。

#### (4) 動画公開

##### ア サムネイル画面の作成

- ・サムネイル画面を 2 案以上作成し、京都府に提出すること。
- ・京都府からの修正指示の都度、修正すること（修正回数については、制限を定めない）。

##### イ 説明文案の作成

- ・受託者は、京都府からの提供資料や独自の情報を元にタイトル、説明文、タグ付け、カテゴリ等のメタデータを作成し京都府に提出すること。
- ・京都府からの修正指示の都度、編集すること（修正回数については、制限を定めない）。

##### ウ 動画の公開設定

- ・京都府と調整の上、動画の公開日などを設定すること。
- ・受託者は京都府公式 YouTube チャンネルで公開設定を行ったのち、公開前に URL 等を関係者にメール等で共有すること。

#### (5) 広告出稿及び分析業務

- ・受託者は広告設定の前に京都府と調整の上、広告の配信シミュレーションを提出すること。
- ・広告配信は、YouTube インストリーム広告を用いて実施するものとし、広告による視聴回数が本編動画 6 万回以上、ショート動画 4 万回以上となるよう、配信を調整すること。その他、Google デマンドジェネレーションキャンペーン、SNS 広告等、他の広告手法も活用すること。
- ・広告配信後、視聴傾向を分析の上、随時、設定の変更を京都府に提案し、京都府からの設定変更にも都度対応すること。
- ・各動画について広告配信が終了後すみやかに、各指標を用いて分析し、数値と考察を報告すること。また、ターゲット層への訴求状況がわかる分析についても報告すること。
- ・2 本目以降は、前回までの動画と比較するなどし、シリーズ全体の分析を行うこと。
- ・京都府が依頼した分析についても、その都度追加で情報提供を行うこと。

#### (6) 報告書

- ・京都府公式 YouTube チャンネル全体の結果の報告を行うこと。
- ・当事業の動画を配信したことで、京都府公式 YouTube チャンネル全体の登録者数や視聴回数がどう変化しているか分析し、報告すること。
- ・報告は、書面と対面（京都府庁内）にて行うこと。

## 6 スケジュール

- ・令和9年2月末までに、作成した動画の京都府公式 YouTube チャンネルで公開・配信、広告出稿を完成させること。
- ・作成した動画は、事業期間の中で一定の頻度で公開・配信すること。
- ・報告書の提出時期は京都府と協議の上、決定すること。

## 7 業務体制

本業務を円滑に遂行するため、画像やデザイン、映像、音声等の映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信にあたっての必要な知識と技能を有する従事者を確保し、最低以下の人員を配置すること（兼務可）。

- ・委託業務の総括責任者（1名）
- ・京都府との窓口担当者（1名）
- ・動画撮影担当者（2名）
- ・動画音声担当者（2名）
- ・動画編集担当者（2名）
- ・サムネイル・ディスクリプション等メタデータ作成担当者（2名）
- ・京都府公式 YouTube チャンネルの運用・分析担当者（1名）
- ・YouTube 広告の出稿業務担当者（1名）

## 8 納品物

「4 業務内容」で制作した動画等の他、制作過程で得た素材データについても京都府に納品すること。

納品方法は、京都府が指定する記憶媒体に各素材データが使用しやすいようにフォルダ分けし格納し納品すること。

また、受託者は納品物に用いた素材等が第三者の著作権、著作者人格権及びその他の特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権その他の権利を侵害しないことを保証した上で、納品を行うこと。

## 9 著作権の帰属

- (1) 本業務により得られた成果（編集済み動画及び撮影した素材データを含む）は、原則として府に帰属する。受託者は京都府に対し、本業務にかかる一切の著作権（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む）を譲渡するものとする。ただし、動画に使用する BGM、効果音、フォント、写真素材等のうち、第三者が権利を有し、受託者が利用許諾を得て使用するものについては、この限りではない。受託者は、これらの素材について、京都府が本事業の目的の範囲内（Web 上での公衆送信等を含む）で利用できるよう、必要な権利処理を確実に行うものとする。また、受託者は京都府または京都府が指定する第三者に対し、著作権人格権について、一切行使しないものとする。なお、著作権譲渡の効果は、契約書第 6 条

に定める委託料の支払い時点に発生するものとする。なお、第三者から著作権の侵害を主張された場合は受託者の責任で解決するものとする。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

10 その他

契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。